

競争入札の方法により林産物の売払いの契約を締結しようとする場合における
当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件

平成19年12月28日

福島県告示第874号

(最終改正 平成26年11月28日)

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「規則」という。）第二百四十五条第一項及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により林産物の売払い（立木又は素材の売払いに限る。以下同じ。）の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

（資格の審査を受けることができない者）

第一 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 三 県税を滞納している者
- 四 消費税又は地方消費税を滞納している者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（資格及びその有効期間）

第二 資格は、申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、審査基準日（資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の属する年の九月一日から三年間（第五の第四号に規定する提出期間後に申請書等を提出し、資格の認定を受けた者については、その残存期間）とする。

（資格の喪失）

第三 資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

（資格の審査及び格付け）

第四 資格は、平成二十一年を初年として三箇年ごとの年の四月一日を審査基準日として次に掲げる事項を審査し、競争入札に付そうとする林産物の売払いの金額に応じ定めた A、B 及び C の三区分別（この区分により難しい場合においては、必要に応じこの区分を増減し、又はこの区分を設けないことができる。）に格付けるものとする。

- 一 審査基準日の直前二年の各事業年度における取扱高の年間平均取扱高
- 二 経営規模

- (一) 直前決算における自己資本の額
 - (二) 審査基準日の前日における営業に従事する職員の数
- 三 審査基準日の前日までの営業年数

(申請書等の提出)

第五 資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を知事に提出しなければならない。

- 一 林産物売払い入札参加資格審査申請書（第一号様式）正副二部
 - 二 林産物売払い入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、福島県木材業者等登録条例（昭和五十一年福島県条例第三十号）による登録を受けている者は、別に定めるところにより添付書類を省略することができる。
 - ア 登記事項証明書等又はその写し
 - イ 審査基準日の直前一年の各事業年度の財務諸表
 - ウ 営業所一覧表等（第二号様式）
 - エ 審査基準日の直前二年における実績高調書（第三号様式）
 - オ 職員数及び営業年数調書（第四号様式）
 - カ 納税証明書又はその写し
- 三 申請書等の提出先
福島県農林事務所の長
- 四 申請書等の提出期間
審査基準日の属する年の五月一日から七月三十一日まで

改正告示文（平成26年告示第698号）抄

競争入札の方法により林産物の売払いの契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成19年福島県告示第874号）の一部を次のように改正し、平成26年11月28日から施行する。